

07737P-00 年度版

TAC 税理士講座

税理士受験シリーズ

37

所得税法

▼
理論ドクター

2019年度試験対策

詳細な解説で事例問題や応用理論の対策は万全！

TAC出版

TAC PUBLISHING group

はじめに

理論問題の解答は、問題の要点を捉え、秩序立てて簡潔平明に書くことが肝要である。与えられた問題に対し、要件、取扱い、位置付けなど必要な項目はもらさないようにする反面、問題に外れた事項まで触ることは避けなければならない。

また、一問当たりの解答の分量は30分で解答するものとして1,500字程度が限度であるため、本書では、原則として、その範囲に収めるように配慮した。

なお、最近の所得税法の理論問題は、個別問題形式のみではなく総合問題形式あるいは事例問題形式といった応用問題形式の出題が顕著となってきたが、いずれの場合でも、基本となるのは条文を中心とした個別問題である。

それぞれの規定についての理解ができていれば、どのような出題形式で問われても恐れるに足りない。

そこで「理論マスター」で基本理論を把握し、本書「理論ドクター」で応用力を養成して最近の出題傾向に対処する力を養ってもらいたい。

本書が、受験生諸氏の役に立ち、ひとりでも多くの合格者輩出の一助となれば幸いである。

(本書は、平成30年9月末日までの施行法令に準拠している。)

TAC税理士講座

凡	例
法	所得税法
令	所得税法施行令
措法	租税特別措置法
措令	租税特別措置法施行令
国通法	国税通則法
災免法	災害減免法
復財法	復興財源確保法

引	用	例
法22③	所得税法第22条第3項

C O N T E N T S

目 次

テーマ 1：総則関係

1 - 1	納税義務者	2
1 - 2	実質所得者課税の原則	8
1 - 3	納税地	10
1 - 4	非課税所得	12

テーマ 2：各種所得

2 - 1	基本理論	26
2 - 2	応用理論	30

テーマ 3：事業所得等

3 - 1	収入金額	52
3 - 2	必要経費	60
3 - 3	家事関連費等	62
3 - 4	資産損失	66
3 - 5	引当金	92
3 - 6	同一生計親族が事業から受ける対価	98
3 - 7	総合問題	112

テーマ 4：譲渡所得等

4 - 1	取得費	124
4 - 2	借地権	130
4 - 3	譲渡所得の課税の特例	134
4 - 4	有価証券の譲渡による所得	148

テーマ 5 : 課税標準

課税標準	158
------	-----

テーマ 6 : 所得控除

所得控除	182
------	-----

テーマ 7 : 税額計算等

7-1 税額計算	204
7-2 税額控除	208

テーマ 8 : 予納制度

8-1 源泉徴収	218
8-2 予定納税	230

テーマ 9 : 確定申告等

9-1 確定申告	238
9-2 納付	254
9-3 還付	256
9-4 青色申告	264
9-5 確定申告の是正手続等	270

テーマ1

総則関係

- 1－1　納税義務者
- 1－2　実質所得者課税の原則
- 1－3　納税地
- 1－4　非課税所得

1－1　納税義務者

【応用問題1】

外国に居住していたAが、平成30年2月10日に日本に入国した場合におけるAの平成31年中の所得税の納税義務者の区分について、考え得る条件を付して答えなさい。

1 Aが国内に住所を有する場合

- (1) Aが国内に住所を有する場合には、居住者に該当する。

居住者とは、国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する個人をいう。

- (2) 居住者のうち、日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下であれば非永住者となるため、次のように区分される。

- ① 日本国籍を有する場合 非永住者以外の居住者
② 日本国籍を有しない場合
イ 過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下のとき 非永住者
ロ 上記以外のとき 非永住者以外の居住者

2 Aが国内に住所を有さず、居所を有する場合

Aが国内に住所を有さず、居所を有する場合には、次による。

- (1) 平成31年2月10日まで 非居住者

非居住者とは、居住者以外の個人をいう。

- (2) 平成31年2月11日から 居住者

Aが日本国籍を有するかどうかにより、上記1(2)と同様に取扱われる。

解答への道

国内に住所を有しない場合には、入国後1年を経過する日までは非居住者、入国後1年を経過する日の翌日から居住者となる。(基通2-3)

テーマ1 総則関係

(MEMO)

テーマ1 総則関係

【応用問題2】

外資系企業に勤務する甲は、国内勤務に関し内国法人Aから、国外勤務に関し外国法人Bから、給与所得を得ている。

また、国内に有する土地を貸付け、内国法人Cから賃貸料を得ている。

甲の納税義務者の区分に応じた課税所得の範囲、課税方法及び国際間の二重課税防止規定について説明しなさい。

なお、甲は、いずれの法人の役員でもなく、上記以外の所得はない。

(注) 恒久的施設を有する非居住者、復興特別所得税及び租税条約に関する説明は要しない。

(平成19年改題)

1 納税義務者の区分 (法2①三～五)

甲が、国内に住所を有し又は現在まで引き続いて1年以上居所を有する場合には、居住者に該当する。

この場合に、甲が日本国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下であるときは、非永住者である居住者に該当する。

なお、甲が日本国籍を有しているとき又は過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年を超えるときは、非永住者以外の居住者に該当する。

また、甲が国内に住所を有せず、かつ、居所を有しない場合又は居所を有する期間が1年未満である場合には、非居住者に該当する。

2 取扱い

(1) 非永住者以外の居住者に該当する場合

① 課税所得の範囲 (法7)

内国法人Aからの給与、外国法人Bからの給与及び土地の貸付けに係る賃貸料は、すべて課税される。

② 課税方法 (法21、22)

内国法人Aからの給与、外国法人Bからの給与及び土地の貸付けに係る賃貸料は、すべて総合課税となる。

③ 二重課税防止規定

甲が、外国法人Bからの給与に係る外国所得税を納付している場合は、外国税額控除の適用がある。

(2) 非永住者に該当する場合

① 課税所得の範囲（法7、161）

内国法人Aからの給与及び土地の貸付けに係る賃貸料は課税され、外国法人Bからの給与は、国内において支払われ、又は国外から送金されたものである場合は課税される。

② 課税方法（法21、22）

内国法人Aからの給与、外国法人Bからの給与（課税所得に含まれる場合に限る。）及び土地の貸付けに係る賃貸料は、すべて総合課税となる。

③ 二重課税防止規定

甲が、外国法人Bからの給与に係る外国所得税を納付している場合は、外国税額控除の適用がある。

(3) 恒久的施設を有しない非居住者に該当する場合

① 課税所得の範囲（法7、161）

内国法人Aからの給与及び土地の貸付けに係る賃貸料は課税され、外国法人Bからの給与は、課税されない。

② 課税方法（法164、165）

内国法人Aからの給与は所得税が20%源泉徴収された上で源泉分離課税となり、土地の貸付けに係る賃貸料は所得税が20%源泉徴収された上で総合課税となる。

③ 二重課税防止規定

甲は、外国税額控除の適用はない。

3 外国税額控除（法95）

(1) 内容

居住者が各年において外国所得税を納付することとなる場合には、次の金額を限度として、その外国所得税の額をその年分の所得税額から控除する。

$$\text{その年分の所得税の額} \times \frac{\text{その年分の国外所得総額}}{\text{その年分の合計所得金額}} \left[\frac{100}{100} \text{限度} \right]$$

(2) 申告要件

外国税額控除は、確定申告書等に控除額等の記載がある明細書の添付がある場合に限り適用する。

過去問題

昭和27年 非居住者について、所得税法上重要と認められる点を説明しなさい。

昭和32年 納税義務者について述べ、課税の範囲に及びなさい。

平成10年 個人の納税義務者について、その区分、課税所得の範囲及び課税方法について説明しなさい。

なお、課税所得の範囲及び課税方法についてはその概要を説明すれば足りる。

平成19年 外資系企業に勤務する甲は、国内の勤務に関し日本子会社たる内国法人Aから、また、国外の勤務に関し海外親会社たる外国法人Bから、給与所得を得ている。

また、甲は、国内に有する土地の貸付けを行っており、内国法人Cからその賃料を得ている。

この場合、甲の納税義務者としての区分に応じた課税所得の範囲、課税方法及び国際間の二重課税防止規定について説明しなさい。

なお、甲は、いずれの法人の役員でもなく、上記以外の所得はない。

(注) 国内に恒久的施設を有する非居住者に関する説明及び租税条約に関する説明は要しない。

テーマ1 総則関係

(MEMO)

1－2 実質所得者課税の原則

【応用問題】

所得税法には、課税所得が誰に帰属するかということにつき、私法上の形式や外見にこだわらず、その実質に着目して課税するという基本的な考え方がある。この実質法上の規定について述べなさい。

解答の柱

- 1 実質所得者課税の原則（法12）
- 2 信託財産の帰属（法13）
- 3 名義人受領の調書（法228）
- 4 補完規定

解答への道

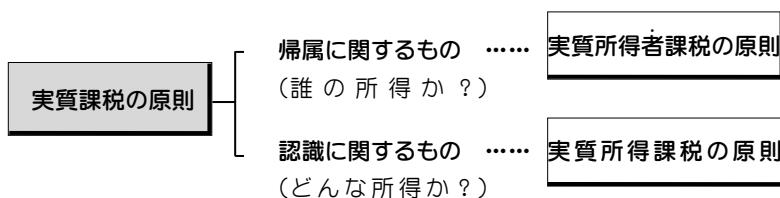
課税所得が誰に帰属するかということを前提に問われているため、『実質所得者課税の原則』（理論マスター1－2）を述べればよい。

過去問題

昭和29年 実質所得者課税の原則について、所得税法上重要と認められる点を説明しなさい。

プラスα

租税原則の中に、応能負担の原則（担税力に応じた課税）があり、そのために、その実質（経済的実質）に従って課税しようとするものが、**実質課税の原則**である。なお、実質課税の原則は、次の2つに区分される。



※ 実質所得課税が表れている規定の代表例

- (1) みなし配当（法25）
- (2) 分離短期譲渡所得として課税される株式等の譲渡（措法32）
- (3) ゴルフ会員権等に類似する株式等の譲渡（法33）
- (4) 棚卸資産等の家事消費、贈与等（法39、40）
- (5) 譲渡所得の基となる資産の贈与等の特例（法59）
- (6) 借地権等のみなし譲渡（令79）
- (7) 事業所得等の収入金額とされる保険金等（令94）
- (8) 譲渡所得の収入金額とされる補償金等（令95）

1-3 納税地

【応用問題】

税理士であるあなたは、平成31年2月、居住者甲から以下の税務相談を受けた。

(甲の相談内容)

- ・ 甲は、甲を事業主とする物品販売業を平成31年4月に開業する予定である。
- ・ 自宅及び店舗予定地の所在地を所轄する税務署が異なっており、店舗所在地を納税地としたい。

納税地について、所得税法上の取扱いを、甲の相談内容を踏まえ解答しなさい。

(平成29年改題)

1 原則的納税地（法15）

- (1) 国内に住所を有する場合には、その住所地とする。
- (2) 源泉徴収に係る納税地は、その支払をする者の支払事務を取り扱う事務所等のその支払の日における所在地とする。

2 選択的納税地（法16）

国内に住所を有し、かつ、それ以外の場所に事業場等を有する者は、住所地に代え、事業場等の所在地を納税地とすることができる。

この場合には、変更前の納税地の所轄税務署長に、その旨の届出書を提出しなければならない。

なお、その提出後の納税地は、その変更後の納税地とする。

過去問題

昭和56年 所得税の納税地について説明しなさい。

平成6年 所得税の納税地について説明しなさい。

平成20年 所得税の納税地について説明しなさい。

(注) 源泉徴収に係る所得税の納税地及び納税地の指定についての説明
は要しない。

平成29年 税理士であるあなたは、平成29年2月某日、居住者甲から以下の税務
相談を受けた。(一部抜粋、改訂)

(甲の相談内容)

- ・ 甲は、妻である乙とともに、甲を事業主とする物品販売業を
平成29年4月に開業する予定である。
- ・ 自宅及び店舗予定地の所在地を所轄する税務署が異なっており、
店舗所在地を納税地としたい。

納税地について、所得税法上の取扱いを、甲の相談内容を踏まえ
解答しなさい。

税理士受験シリーズ
2019年度版 37 所得税法 理論ドクター

発行日 2018年12月15日
初版発行
編著者 TAC株式会社（税理士講座）
発行者 多田敏男
発行所 TAC株式会社 出版事業部 （TAC出版）
〒101-8383 東京都千代田区神田三崎町3-2-18

電話（営業） 03-5276-9492
FAX 03-5276-9674
<https://bookstore.tac-school.co.jp/>

© TAC 2018

管理コード 07737P-00

〈ご注意〉

本書は、「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されている著作物です。本書の全部または一部につき、無断で複製（コピー）、転載、改ざん、公衆送信（ホームページなどに掲載すること（送信可能化）を含む）されると、著作権等の権利侵害となります。上記のような使い方をされる場合、および本書を使用して講義・セミナー等を実施する場合には、小社宛許諾を求めてください。